

神川町パートナーシップ宣誓制度を開始します

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114 FAX0495-77-3915

町では、一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別等に関係なく個性と能力が発揮され、多様な住民が集い安心して暮らせるまちの実現のため、令和4年4月より「神川町パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人の関係を町長が確認し、公に証明するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんが、性的マイノリティの方々の不安や生きづらさなどが軽減され、差別や偏見なく、ともにいきいきと暮らすことのできる豊かなまちになることが期待されます。

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方

双方又は一方が性的マイノリティであり、次のすべての項目に該当する方です。

○成年であること。

○住所については、次のいずれかに該当すること。(同居は要件としません。)

・双方が町内に住所を有している。

・一方が町内に住所を有し、他方が町内への転入を予定している。

・双方が町内へ転入を予定している。

○配偶者がいないこと。(事実婚も含む。)

○宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップの関係にある者がいないこと。

○双方が民法に規定されている近親者でないこと。

ただし、パートナーシップにある者が養子縁組をしている場合を除く。

(直系血族、三親等内に傍系血族、直系姻族の関係にないこと。)

町民・事業者のみなさまへのお願い

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果(婚姻や相続、税の控除など)が生じるものではありませんが、宣誓をしたお2人のパートナーシップ関係を尊重し、ともにいきいきと暮らしていけることを、町として応援するものです。

性的マイノリティのカップルの方々は、住宅・事業所での福利厚生や医療場面での同意など、お2人の関係が対外的に証明できないため、社会生活上での不利益や困難に直面しています。

この制度の導入により、性的マイノリティのカップルの方々が、家族として扱われ、社会全体で各種サービスや制度の利用が普及していくとともに、性の多様性(性指向・性自認)について理解を深め認め合う社会となるよう、ご協力をお願いします。

なお、この制度を利用する方の性のあり方(性指向・性自認)や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。



固定資産税の縦覧・閲覧制度をご利用ください

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

①土地、家屋縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地の納税者は土地縦覧帳簿に登録された価格を、家屋の納税者は家屋縦覧帳簿に登録された価格を自己所有のものだけでなく他の所有のものも含めて縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りている方はその土地について、家屋を借りている方はその家屋及びその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、標準宅地の位置及び単位地積当たりの価格をどなたでも閲覧できます。

縦覧・閲覧期間 ①4月1日から5月31日まで ②③4月1日以降いつでも可 ※土日祝日、年末年始を除く。

時間 午前8時30分～午後5時15分 場所 税務課・神泉総合支所地域総務課

手数料 ①③…無料 ②…1件150円(ただし、4月1日～5月31日の縦覧期間に限り無料、写しを希望する場合は、1枚につき10円)

用意するもの ①・②を希望される方は本人確認書類(運転免許証、保険証など)

※代理人の場合は、委任状が必要です。借地・借家人で閲覧を希望される方は、賃貸借契約書などの提示が必要となります。

バイクや軽自動車をお持ちのみなさんへ

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

軽自動車、バイク、農耕作業車など、廃車や譲渡したもののうち、手続きが済んでいないものはありませんか。軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在に所有している方に納めていただく税金(年税)です。年度途中で行った登録への月割の課税や廃車で月割の課税の還付はありません。

登録、廃車、名義変更などの手続きがお済みでない方は、早急に手続きをしてください。また、所有者が死亡されている場合も名義変更や廃車の手続きをお願いします。

不明な点は、車種に応じて下記へお問合せください。

種類	取扱窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕車等)	神川町役場税務課 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117
	神泉総合支所地域総務課 ☎0274-52-3271 FAX0274-52-2848
二輪の軽自動車(125ccを超え250cc以下) または二輪の小型自動車(250ccを超えるもの)	関東運輸局埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 熊谷市御陵威ヶ原字下林 701-4 ☎050-5540-2027
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 熊谷市新堀字北原 960-2 ☎050-3816-3112